

(第1回変更) 契約変更の内容

| | |
|----------|-------------------------|
| 契約変更年月日 | 令和 1年 9月 30日 |
| 契約業者名 | 阪神高速技研(株) |
| 契約業者の住所 | 大阪市北区中之島3-3-23 |
| 業務の名称 | システム運用管理業務(2019年度) |
| 業務場所 | 阪神高速道路全線 |
| 業務種別 | (その他) |
| 業務概要 | 業務に係るシステム、 データ等の運用管理 |
| 業務期間(自) | 平成 31年 3月 25日 |
| 業務期間(至) | 令和 2年 3月 31日 |
| 契約金額 | 424,396,800 円 |
| 変更金額 | 3,929,600 円 増 |
| 変更後の契約金額 | 428,326,400 円 |
| 変更理由 | 別紙のとおり |

※金額は、税込みである。

変更契約理由書

システム運用管理業務（2019年度）第1回変更

契約締結時は、年間を通じて役務提供を受ける契約内容であり経過措置適用の対象と判断して8%の税率を適用した。しかしながら、システム運用管理業務は、月々または四半期ごとに業務が完了することを実質的に認めて支払いが行われるものであり、また一括いであっても、最後にまとめて精算を行っているに過ぎないものと考えられる。

よって、その実質性に鑑みて、10月以降の支払い対象金額については、10%適用にて経理処理を行うものである。

第1四半期及び第2四半期分を8%、第3四半期及び第4四半期分を10%として、第3四半期及び第4四半期分に係る消費税率増加分の変更契約（増額変更）を行う。